

宝塚市立男女共同参画センター

指定管理者選定委員会委員の公募について

宝塚市立男女共同参画センターは、平成19年（2007年）4月から指定管理者制度を導入して管理運営を行っています。

現在の指定期間が令和9年（2027年）3月で終了するため、令和9年（2027年）4月からの指定管理者の候補者を選定する宝塚市立男女共同参画センター指定管理者選定委員会を設置します。

広く市民の皆様の意見をお聞かせいただくため、選定委員会の委員のうち、市民公募委員を1名募集します。

■ 募集人数 1人

■ 応募資格 ・18歳以上の方（令和8年（2026年）4月1日現在）

・市内に住所を有し、1年以上経過した方

・宝塚市の市議会議員及び審議会等の委員並びに職員でない方

■ 募集締切 令和8年（2026年）4月17日（金） 必着

■ 応募方法 所定の申込書と小論文（800字程度・指定するテーマあり）を郵送またはメール、直接持参してください。

※ 郵送の場合は、当日の消印を有効とします。

■ 提出・問い合わせ先

宝塚市総務部 人権平和・男女共同参画課

〒665-8665 宝塚市東洋町1-1

電話：0797-77-9100

E-mail：m-takarazuka0018@city.takarazuka.lg.jp

☆ 詳しくは、募集案内（裏面）をご覧ください。

◇ 宝塚市立男女共同参画センター指定管理者選定委員会

宝塚市立男女共同参画センター条例の規定及び別に定める選定基準に基づき、指定管理者の候補者を選定します。

○ 委員総数 5人

○ 任期は、委嘱の日から、指定管理者の候補者を選定する日まで

※ 選定委員会で選定された指定管理者の候補者は、議会の議決を経て指定管理者として決定されます。

宝塚市立男女共同参画センター指定管理者選定委員会の委員募集について（募集案内）

宝塚市立男女共同参画センターは、平成19年（2007年）4月から指定管理者制度を導入して管理運営を行っており、現在の指定期間は令和9年（2027年）3月で終了します。令和9年（2027年）4月からの指定管理者の候補者を選定するため、宝塚市立男女共同参画センター指定管理者選定委員会を設置します。

この選定委員会は、知識経験者、関係団体・専門機関等の方、公募による市民の方の合計5人で構成します。

担当していただく事務の内容は、男女共同参画センター条例の規定及び別に定める選考基準に基づき、指定管理者の候補者を選定することです。

選定委員会委員中、市民の声を代表していただく1人の方は、市民の皆様からご応募いただき、その中から選考させていただきます。

1 募集人数 1人

- 2 応募資格 ◇ 18歳以上の方（令和8年（2026年）4月1日現在）
◇ 市内に住所を有し、1年以上経過した方
◇ 宝塚市の市議会議員及び審議会等の委員並びに職員でない方

3 募集期間 令和8年（2026年）4月1日（木）～4月17日（金）

- 4 応募方法 ◇ 所定の申込書と小論文を人権平和・男女共同参画課へ提出してください。
（郵送、メールまたは直接持参）
◇ 小論文は、次のテーマで800字程度でお書きください。

「男女共同参画センターの役割について」

※なお、小論文は、お返ししません。

- ◇ 申込書は、市役所人権平和・男女共同参画課、市立男女共同参画センター、各サービスセンター、サービスステーション、各市立公民館等に設置しています。
◇ 申込書は、市のホームページからもダウンロードできますが、小論文の用紙は、字数の確認が容易にできるものを、各自でご用意ください。
◇ 次のいずれかに該当する場合は、失格とします。
① 応募資格を満たさない者
② 申込期限を超えて申込書等を提出した者
③ 小論文の字数を大幅に超過又は申込書及び小論文以外の書類を添付した者
- 5 選考方法 ◇ 選考は、公募委員選考委員会により、申込書記載事項及び小論文の内容によって行います。選考の結果は、5月初旬頃までに、ご応募いただいた方全員にお知らせします。
- 6 条件等 ◇ 宝市立男女共同参画センター指定管理者選定委員会委員として、市の指定する日の委員会に出席いただきます。（2回を予定）
◇ 任期（予定）は、委嘱の日から指定管理者の候補者が選定される日までです。
◇ 報酬は、1回の出席につき8,700円（税込み）です。
（市条例の規定に基づき支給します。）